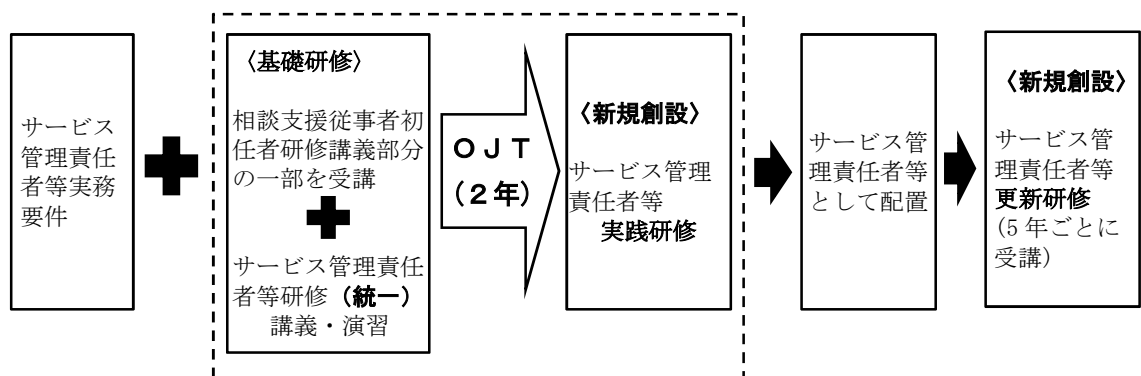


## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

### 見直しのポイント

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



- 研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものとなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。  
（他の業務は変更ありません。）

## 経過措置

この度の見直しに伴い、次のとおり経過措置が設けられることになりました。

### ◇見直し前の研修（平成18年度～30年度）受講済みの方

令和5年度末(2024年3月末)までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務に従事することができます。

### ◇基礎研修受講時点で実務要件を満たしている方（平成31年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限る。）

基礎研修の修了時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされます。

## 配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修+OJT（2年）+実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

### 基礎研修を修了した方

#### ▽2人目のサービス管理責任者等として配置可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。

#### ▽計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

## 基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることになりました。

（例：相談支援業務5年⇒基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能）

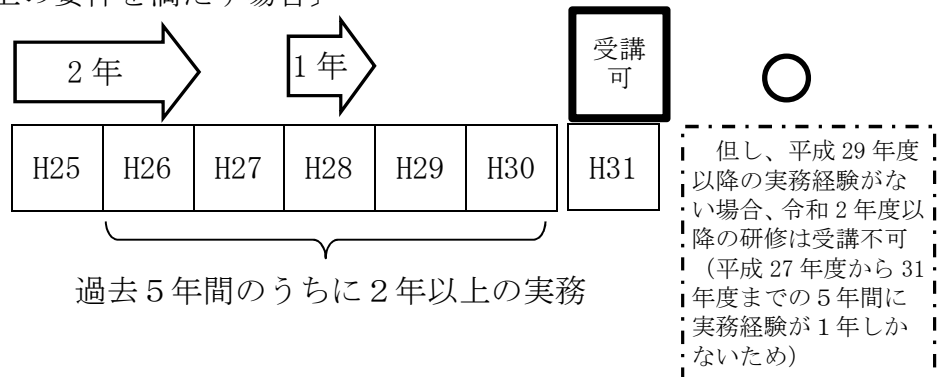
## 更新研修の受講

### ◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

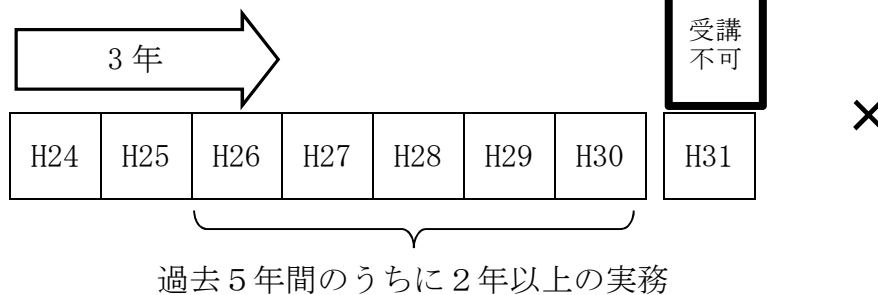
- 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。
- 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

### 【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

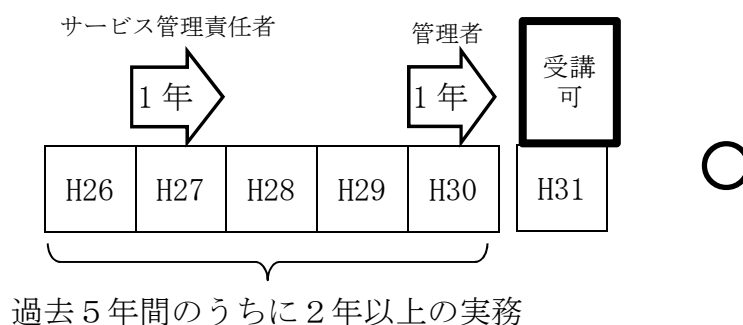
〔2年以上の要件を満たす場合〕



〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



《平成 30 年度以前の受講者》

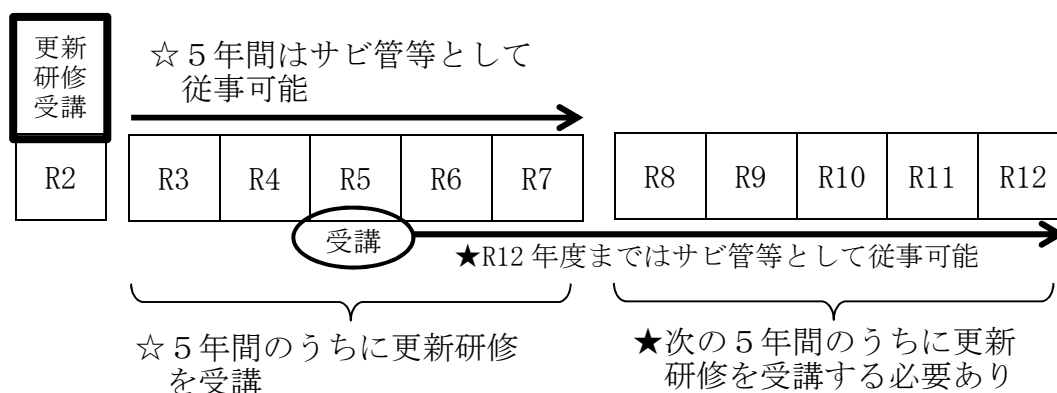
平成 30 年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、平成 31 年度から令和 5 年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和 5 年度に受講者が集中することがないように、平成 30 年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により更新研修受講年度を割り振る予定です（夏頃までにお示しする予定。）。

平成 31 年度を受講対象者 ⇒ 平成 18 年度～〇〇年度のサビ管等研修受講者  
 令和 2 年度を受講対象者 ⇒ 平成△△年度～□□年度のサビ管等研修受講者  
 令和 3 年度を受講対象者 ⇒ 平成☆☆年度～30 年度のサビ管等研修受講者

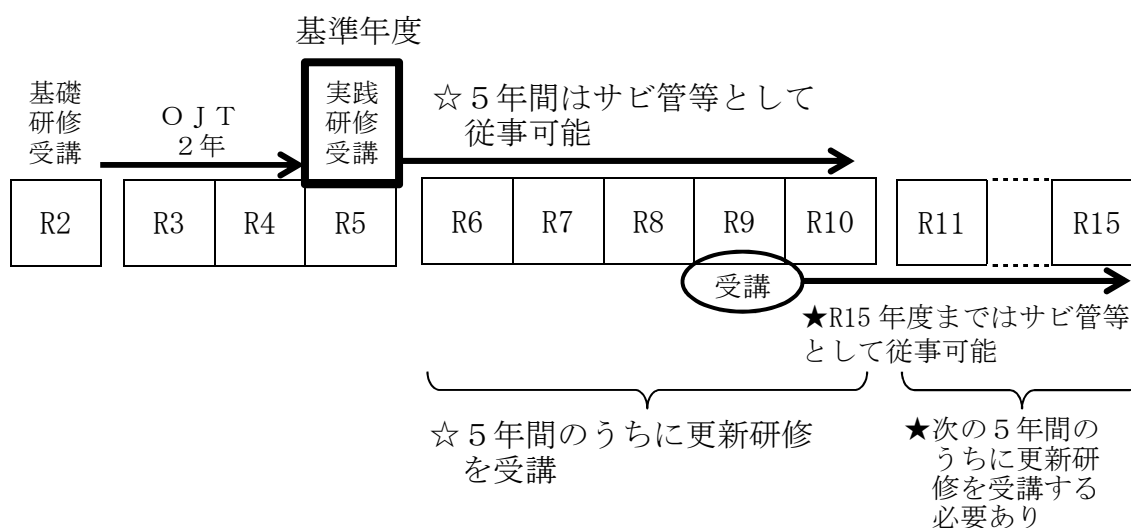
〔令和 2 年度に更新研修を受講した場合の例〕

基準年度



《平成 31 年度以降に基礎研修を受講する方》

〔令和 5 年度に実践研修を受講した場合〕



※5年間のうちに更新研修を受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。